

件名

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を定める件の一部
を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第四条第二項第七号</u>の規定に基づき、<u>同号</u>に規定する機械を次のように定める。</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則<u>第四条第二項第七号</u>に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現金自動支払機 二 現金自動預金機 三 現金自動預入払出兼用機 四 その他中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）<u>第九条の八第一項各号及び第二項第一号から第五号までの事業</u>（同法<u>第九条の九第一項第一号及び第二号並びに同条第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業を含む。</u>）の全部又は一部を行う機械 <p>「<u>条を削る。</u>」</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第四条第二項第七号及び第百十一条第一項第六号の規定</u>に基づき、<u>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等</u>に規定する機械等を次のように定める。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第四条第二項第七号</u>に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現金自動支払機 二 現金自動預金機 三 現金自動預入払出兼用機 四 その他中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「法」という。）<u>第九条の八第一項各号及び第二項第一号から第五号までに掲げる事業</u>（法<u>第九条の九第一項第一号及び第二号並びに同条第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事業を含む。</u>）の全部又は一部を行う機械 <p>（届出を要しない施設の設置等に係る事業）</p> <p><u>第二条</u> 規則第百十一条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

定めるものは、法第九条の八第二項第十三号に規定する事業のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。